

福井県報

第 2722 号
平成 28 年
5 月 6 日(金)
火・金曜日 発行
1月1,800円郵送料共

目次

規則

(※は、県例規集登載事項)

- ※災害救助法施行細則の一部を改正する規則(三一・地域福祉課)……………一
- ※母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則(三二・子ども家庭課)……………一

告示

- 社会福祉士及び介護福祉士法の規定による登録研修機関の登録(二四二・長寿福祉課)……………二
- 特定計量器の定期検査の実施(二四三・計量検定所)……………二
- 野外恐竜博物館の観覧料の徴収事務委託(二四四・恐竜博物館)……………三
- 土地改良区の合併の認可(二四五・農村振興課)……………三
- 土地改良区の定款変更の認可(二四六・嶺南振興局)……………三
- 土地改良区の定款変更の認可(二四七・二五四・福井農林総合事務所)……………三
- 土地改良区の定款変更の認可(二四五・二五八・坂井農林総合事務所)……………四

公告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(政策統計・情報課)……………四
- 平成二十八年度狩猟免許試験ならびに狩猟免許更新に伴う適性検査およ

選挙管理委員会告示

- 講習の実施(自然環境課)……………六
- 公共測量の終了(土木管理課)……………七
- 政治活動のために寄附を受け、または支出することができなくなった政治団体の名称等の公表(一九)……………八
- 政治団体の設立の届出(二〇)……………八
- 政治団体の届出事項の異動に係る届出(二一)……………九
- 政治団体の解散の届出(二二)……………二
- 資金管理団体の届出事項の異動に係る届出(二三)……………二
- 資金管理団体でなくなった旨の届出(二四)……………三

人事委員会規則

※職員の任用に関する規則の一部を改正する規則(三六)……………三

監査委員会告示

- 監査の結果に基づく措置報告(一一)……………三

規則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年五月六日

福井県知事 西川 一誠

福井県規則第三十一号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和三十五年福井県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の部2の項(三)中「二百六十二万千円」を「二百六十六万円」に改め、同表

二の部1の項(三)中「千八十円」を「千百十円

」に改め、同表三の部(三)の表住宅の全壊、全

焼または流失による被害世帯の部夏季の項中

「一八、三〇〇円」を「一八、四〇〇円」に

、「二三、五〇〇円」を「二三、七〇〇円」

に、「三四、六〇〇円」を「三四、九〇〇円

」に、「四一、五〇〇円」を「四一、八〇〇

円」に、「五二、六〇〇円」を「五三、〇〇

〇円」に、「七、七〇〇円」を「七、八〇〇

円」に改め、同部冬季の項中「三〇、二〇〇

円」を「三〇、四〇〇円」に、「三九、二〇

〇円」を「三九、五〇〇円」に、「五四、六

〇〇円」を「五五、〇〇〇円」に、「六三、

八〇〇円」を「六四、三〇〇円」に、「八〇

、三〇〇円」を「八〇、九〇〇円」に、「一

一、〇〇〇円」を「一一、一〇〇円」に改め

、同表住宅の半壊、半焼または床上浸水、船

舶の遭難等による被害世帯の部夏季の項中「

「八、〇〇〇円」を「八、一〇〇円」に、「

「一二、〇〇〇円」を「一二、一〇〇円」に、

「一四、六〇〇円」を「一四、七〇〇円」に

、「一八、五〇〇円」を「一八、六〇〇円」

に改め、同部冬季の項中「九、七〇〇円」を

「九、八〇〇円」に、「一二、六〇〇円」を

「一二、七〇〇円」に、「一七、九〇〇円」

を「一八、〇〇〇円」に、「二一、二〇〇円

」を「二一、四〇〇円」に、「二六、八〇〇

円」を「二七、〇〇〇円」に改め、同表六の

部(三)中「五十六万七千円」を「五十七万六千

円」に改め、同表八の部(三)中「四千二百円」

を「四千三百円」に、「四千五百円」を「四

千六百元」に、「四千九百元」を「五千元」

に改め、同表九の部(三)中「二十万八千七百元

」を「二十一万四千元」に、「十六万七千元

」を「十六万八千三百円」に改め、同表十二

の部(二)中「十三万四千三百円」を「十三万四

千八百円」に改める。

別表第二中「二二、五〇〇円」を「二二、

八〇〇円」に、「一四、五〇〇円」を「一四

、六〇〇円」に、「一四、八〇〇円」を「一

四、七〇〇円」に、「一八、七〇〇円」を「

一九、四〇〇円」に、「一八、六〇〇円」を

「一九、三〇〇円」に、「一九、八〇〇円」

を「二〇、六〇〇円」に、「一四、三〇〇円

」を「一四、四〇〇円」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第一および別表第二令第十条第一号から第四号までに掲げる者の項(保健師、助産師、看護師および准看護師に係る日当に関する部分を除く。)の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年五月六日

福井県知事 西川 一誠

福井県規則第三十二号

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細

則の一部を改正する規則

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和五十七年福井県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

様式第十七号（その一）中「年1. 5パーセント」を「年1. 0パーセント」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告 示

福井県告示第242号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第8条に規定する登録研修機関に登録したので、同法附則第17条第1項の規定により、次のとおり公示する。

平成28年5月6日

福井県知事 西川 一誠

登録研修機関一覧表

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	登録年月日	喀痰吸引等研修の課程	登録研修機関登録番号
ほけんし株式会社	東京都中央区八丁堀4-11-7	ほけんし株式会社	平成28年4月19日	第一号研修 第二号研修	1813118

福井県告示第243号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり公示する。

平成28年5月6日

福井県知事 西川 一誠

1 対象となる特定計量器

非自動ばかり、分銅およびおもり

2 区域、実施の期日等

区 域	期 日	場 所
大野市	平成２８年６月１日（水）から 同月３日（金）まで	大野市役所、和泉支所、大野市文化会館、 上庄公民館
敦賀市	平成２８年６月２１日（火）から 同月２４日（金）まで	南公民館、西公民館、栗野公民館、松原公 民館
坂井市	平成２８年７月１日（金）から 同月５日（火）まで	春江西コミュニティセンター、高棕コミュ ニティセンター
鯖江市	平成２８年７月６日（水）から 同月８日（金）まで	鯖江公民館、神明公民館、北中山公民館
越前町	平成２８年９月２０日（火）から 同月２１日（水）まで	越前町役場、越前コミュニティセンター、織田 コミュニティセンター、生涯学習センター宮崎
高浜町	平成２８年９月２７日（火）	高浜町役場、和田公民館、青郷公民館、内 浦公民館
おおい町	平成２８年９月２８日（水）	おおい町役場、里山文化交流センター
美浜町	平成２８年１０月４日（火）	はあとびあ、東部診療所、丹生診療所、菅 浜生活協同組合
若狭町	平成２８年１０月５日（水）から 同月７日（金）まで	瓜生公民館、三宅公民館、西田公民館、三 方公民館、Ｂ＆Ｇ海洋センター

福井県告示第２４４号

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１５８条第１項の規定に基づき、福井県立恐竜博物館の設置および管理に関する条例（平成１２年福井県条例第２９号）第５条の観覧料の徴収の事務を委託したので、同令第１５８条第２項の規定により、次のとおり告示する。

平成２８年５月６日

福井県知事 西川 一誠

１ 受託者の名称および住所

株式会社コーワ

代表取締役 嶋崎育子

福井県福井市三尾野町第２９号２番地１

２

委託事務の内容

野外恐竜博物館受付における観覧料の徴

収事務

３ 委託期間

平成２８年４月２３日から１１月３日まで

４ 徴収の方法

観覧券の交付による

福井県告示第２４５号

土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第７２条第２項の規定に基づき、土地改良区の合併を認可したので、同条第３項の規定により、次のとおり公告する。

平成２８年５月６日

福井県知事 西川 一誠

１ 合併後存続し、および定款を変更する土地改良区の名称

九頭竜川左岸用水土地改良区

２ 合併により解散する土地改良区の名称

江上三ヶ土地改良区

大安寺江上土地改良区

福井県告示第２４６号

土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第３０条第２項の規定に基づき、平成２８年４月１９日付けで敦賀市土地改良区の定款変更を認可したので、同条第３項の規定により公告する。

平成２８年５月６日

福井県知事 西川 一誠

福井県告示第２４７号

土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第３０条第２項の規定に基づき、平成２８年４月２１日付けで足羽川堰堤土地改良区連合の定款変更を認可したので、同条第３項の規定により公告する。

平成２８年５月６日

福井県知事 西川 一誠

福井県告示第２４８号

土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第３０条第２項の規定に基づき、平成２８年４月２１日付けで徳光用水土地改良区の定款変更を認可したので、同条第３項の規定により公告する。

平成２８年５月６日

福井県知事 西川 一誠

福井県告示第２４９号

土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第３０条第２項の規定に基づき、平成２８年４月２１日付けで酒生用水土地改良区の定款変更を認可したので、同条第３項の規定により公告する。

平成２８年５月６日

福井県知事 西川 一誠

福井県告示第２５０号

土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第３０条第２項の規定に基づき、平成２８年４月２１日付けで六条用水土地改良区の定款変更を認可したので、同条第３項の規定により公告する。

平成２８年５月６日

福井県知事 西川 一誠

福井県告示第２５１号

土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第３０条第２項の規定に基づき、平成２８年４月２１日付けで足羽四ヶ用水土地改良区の定款変更を認可したので、同条第３項の規定により公告する。

平成２８年５月６日

福井県知事 西川 一誠

福井県告示第252号

土地改良法（昭和24年法律第195号）
第30条第2項の規定に基づき、平成28年
4月21日付けで木田用水土地改良区の定款
変更を認可したので、同条第3項の規定によ
り公告する。

平成28年5月6日
福井県知事 西川 一誠

福井県告示第253号

土地改良法（昭和24年法律第195号）
第30条第2項の規定に基づき、平成28年
4月21日付けで杜江守土地改良区の定款変
更を認可したので、同条第3項の規定により
公告する。

平成28年5月6日
福井県知事 西川 一誠

福井県告示第254号

土地改良法（昭和24年法律第195号）
第30条第2項の規定に基づき、平成28年
4月21日付けで足羽三ヶ土地改良区の定款
変更を認可したので、同条第3項の規定によ
り公告する。

平成28年5月6日
福井県知事 西川 一誠

福井県告示第255号

土地改良法（昭和24年法律第195号）
第30条第2項の規定に基づき、平成28年
4月21日付けで坂井北部土地改良区の定款
変更を認可したので、同条第3項の規定によ
り公告する。

平成28年5月6日
福井県知事 西川 一誠

福井県告示第256号

土地改良法（昭和24年法律第195号）
第30条第2項の規定に基づき、平成28年
4月21日付けで春江町土地改良区の定款変
更を認可したので、同条第3項の規定により
公告する。

平成28年5月6日
福井県知事 西川 一誠

福井県告示第257号

土地改良法（昭和24年法律第195号）
第30条第2項の規定に基づき、平成28年
4月21日付けで丸岡町土地改良区の定款変
更を認可したので、同条第3項の規定により
公告する。

平成28年5月6日
福井県知事 西川 一誠

福井県告示第258号

土地改良法（昭和24年法律第195号）
第30条第2項の規定に基づき、平成28年
4月21日付けで坂井土地改良区の定款変更を
認可したので、同条第3項の規定により公告
する。

平成28年5月6日
福井県知事 西川 一誠

公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達
契約に係る一般競争入札を実施するので、特
定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関
する規則（平成7年福井県規則第82号）第
4条の規定により、次のとおり公告する。

平成28年5月6日
福井県知事 西川 一誠
1 入札に付する事項

(1) 調達する役務（以下「委託業務」とい
う。）の名称および数量

共用サーバ利用システム運用業務委託
一式

(2) 業務の内容等

入札説明書および共用サーバ利用シス
テム運用業務委託調達仕様書（以下、「
調達仕様書等」という。）による。

(3) 契約期間

契約締結日から平成31年7月31日
（長期継続契約）

ただし、契約締結日から平成28年7
月31日までの間は引継ぎ期間とし、業
務実施期間は、平成28年8月1日から
平成31年7月31日までの3年間とす
る。

この場合に、福井県において翌年度以
降の歳入歳出予算の当該金額について、
減額または削除があった場合には、この
契約を解除する。

(4) 履行場所

福井県総合政策部政策統計・情報課
福井県福井市大手3丁目17番1号

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、
次に掲げる条件をすべて満たすものとし
る。

(1) 特定調達契約（政府調達に関する協定
の適用を受ける契約をいう。以下同じ。
）に係る競争入札参加資格（以下「資格
」という。）について別に知事が行う審
査により資格の認定を受けた者であるこ
と。（この公告の日から開札の日時まで
に資格の認定を受けた者を含む。）

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第
16号）第167条の4に規定する者で
ないこと。

(3) 入札の日において現に県の指名停止措
置を受けている者でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154
号）に基づく更生手続開始の申立て、お
よび民事再生法（平成11年法律第22
5号）に基づく再生手続開始の申立てが
なされていない者であること。

(5) この入札に併せて行われる技術的審査
により、この入札に関する業務を実施す
る技術的能力および体制を有すると認め
られる者であること。

(6) 福井県のすべての県税ならびに消費税
および地方消費税において未納のない者
であること。

(7) 過去5年間に公共団体との間でWEB
方式のオンラインシステムについて運用
委託業務を履行した実績を有する者であ
ること。

(8) 調達仕様書 2. 2（2）に定める技
術者を派遣可能であること。

(9) 次のアからオまでのいずれにも該当し
ない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者
を、法人である場合にはその役員また
はその支店もしくは常時契約を締結す
る事務所を代表する者をいう。以下同
じ。）が暴力団員（暴力団員による不
当な行為の防止等に関する法律（平成
3年法律第77号）第2条第6号に規
定する暴力団員をいう。以下同じ。）
である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為
の防止等に関する法律第2条第2号に
規定する暴力団をいう。以下同じ。）
または暴力団員が経営に実質的に関与
している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者

の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者 エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくはは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者 オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者	ない。 (1) 申請書等の提出期限 平成28年5月6日(金) 9時00分から平成28年5月30日(月) 17時00分まで (2) 申請書等の提出方法 ア 電子入札によりこの入札に参加しようとする者 電子入札システムを使用して送信する。なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。 申請書の提出に使用するＩＣカードは、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのＩＣカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものである。 イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者 持参または郵送すること。ただし、郵送する場合は配達記録の残る簡易書留郵便等を利用すること。(提出期限内に必着)	(3) 開札日時 平成28年6月17日(金) 10時00分 6 入札方法 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 7 落札者の決定に関する事項 この入札に関する契約の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。 8 契約条件を示す場所、契約に関する事務を担当する部署の名称および所在地ならびにこの入札に関する問い合わせ先 〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1 福井県総合政策部政策統計・情報課 情報システムグループ 電話 0776-20-0267	(4) 契約書作成の要否 要 (5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置 ア 受注者は、福井県暴力団排除条例(平成22年福井県条例第31号。以下「条例」という。)第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくはは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。 なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがありますので注意してください。 (6) 2(1)に記載する別に知事が行う審査を申請する時期と場所 ア 申請者の受付時期 福井県の休日を除く条例(平成元年福井県条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。 イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問い合わせ先 〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1 福井県会計局会計課 総務事務第三グループ 電話 0776-20-0253 (7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関して必要な事項は、入札説明書に
3 電子入札の実施 入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織(以下「電子入札システム」という。)を使用して行う。 なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加確認申請書または入札書の提出を行うことができる。 その他、電子入札については、「福井県物品等電子入札運用基準」、「同要領」「電子入札に関する取り扱い」による。 4 資格の確認に関する事項 この入札に参加しようとする者は、申請書(電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者にあつては、入札説明書に定める様式)に、必要と認められる書類を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し福井県の技術的審査を受け、資格の確認を受けなければなら	5 入札書の提出方法、提出期間および開札日時 (1) 入札書の提出方法 4(2)と同様とする。 (2) 入札書の提出期間 平成28年6月15日(水) 9時00分から平成28年6月16日(木) 16時00分まで	(3) 開札日時 平成28年6月17日(金) 10時00分 6 入札方法 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 7 落札者の決定に関する事項 この入札に関する契約の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。 8 契約条件を示す場所、契約に関する事務を担当する部署の名称および所在地ならびにこの入札に関する問い合わせ先 〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1 福井県総合政策部政策統計・情報課 情報システムグループ 電話 0776-20-0267	(4) 契約書作成の要否 要 (5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置 ア 受注者は、福井県暴力団排除条例(平成22年福井県条例第31号。以下「条例」という。)第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくはは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。 なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがありますので注意してください。 (6) 2(1)に記載する別に知事が行う審査を申請する時期と場所 ア 申請者の受付時期 福井県の休日を除く条例(平成元年福井県条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。 イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問い合わせ先 〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1 福井県会計局会計課 総務事務第三グループ 電話 0776-20-0253 (7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関して必要な事項は、入札説明書に

(1) 狩猟免許試験

- よる。
- 1 0 Summary
- (1) Nature and quantity of the service to be required

Shared Server Using System operation duties trust

- (2) Date, time of Bidding
10:00A.M. 17th June 2016

- (3) Period of Contract

Day of a contract to 31st July 2019

- (4) A name of a bureau in charge of office work about a contract and the location

Statistics and Information Division
Department of General Policy

Fukui Prefectural,

3-17-1, Ohre, Fukui City,

Fukui Prefecture, 910-8580 Japan.

Tel 0776-20-0267

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定による狩猟免許試験（以下「狩猟免許試験」という。）ならびに法第51条第2項の規定による適性試験および同条第4項に規定する講習（以下「更新講習」という。）を次のとおり実施するので、法施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「規則」という。）第51条第2項（規則第59条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり公示する。

平成28年5月6日

福井県知事 西川 一誠

- 1 狩猟免許試験および更新講習（以下「試験等」という。）の期日、時間、場所および申請期間

試験は、下記のとおり県内2か所の会場で開催する。

期日	時間	場所	申請期間
第1回	平成28年7月18日（月・祝） 9時30分から 17時30分まで	福井県立大学福井キャンパス 共通講義棟 (吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1)	平成28年5月6日（金）から 平成28年6月17日（金）まで
第2回	平成28年8月7日（日） 9時30分から 17時30分まで	若狭町中央公民館 (三方上中郡若狭町中央1-2)	平成28年5月6日（金）から 平成28年7月1日（金）まで

※第3回狩猟免許試験については冬に開催する予定です。日付等については別途お知らせします。

(2) 更新講習

更新講習は、下記のとおり県内3か所の会場で開催する。

期日		講習等時間	講習等会場	申請期間
平成28年7月6日（水）	1回目	9時から 12時30分まで	福井県農業共済会館	平成28年5月6日（金）から
	2回目	13時30分から 17時まで	(鯖江市横越町18-41-1)	平成28年6月3日（金）まで
平成28年7月25日（月）	1回目	9時から 12時30分まで	三方青年の家	平成28年5月6日（金）から
	2回目	13時30分から 17時まで	(三方上中郡若狭町鳥浜122-27-1)	平成28年6月24日（金）まで
平成28年7月31日（日）	1回目	9時から 12時30分まで	福井県立大学福井キャンパス 共通講義棟	平成28年6月24日（金）まで
	2回目	13時30分から 17時まで	(吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1)	

2 試験等の内容

(1) 狩猟免許試験

ア 適性試験（視力、聴力、運動能力）

イ 知識試験（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具・

鳥獣に関する知識、鳥獣の保護管理に関する知識）

ウ 技能試験（猟具の取扱い、鳥獣の判別、距離の目測（第一種銃猟免許または第二種銃猟免許受験者に限る。））

(2) 更新講習

ア 適性検査（視力、聴力、運動能力）
イ 講習（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣の判別、猟具の取扱い、鳥獣の保護管理に関する知識）

3 狩猟免許試験の受験資格

狩猟免許試験を受けることができる者は福井県内に住所を有する者で、法第40条各号のいずれにも該当しない者とする。

4 受験等の手続

試験等を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、狩猟免許申請書または狩猟免許更新申請書（以下「申請書」という。）にそれぞれ次に掲げるものを添付して、申請者の住所を管轄する各農林総合事務所 林業・木材活用課（越前町にお住まいの方は、丹生分庁舎 丹生林業・木材活用課）、嶺南振興局林業水産部 林業・木材活用課または嶺南振興局二州農林部林業水産課（以下これらを「鳥獣関係行政機関」という。）に提出すること。

なお、申請書の用紙は、鳥獣関係行政機関および一般社団法人 福井県猟友会で配布する。

(1) 写真 1枚

（無帽、正面、上三分身および無背景の本人像を申請日前6か月以内に撮影したもので、大きさは縦3.0cm、横2.4cmとする。）

なお、裏面に氏名および撮影年月日を記入すること。）

(2) 猟銃・空気銃所持許可証の写し 1通（申請者が銃砲刀剣類所持等取締法第

4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合。）

(3) 医師の診断書 1通

（申請者が法第40条第2号から第4号のいずれにも該当しないことを証するものとする。ただし、申請者が猟銃・空気銃所持許可証の写しを提出した場合、医師の診断書を提出する必要はない。）

(4) 返信用封筒 1通

（82円分の郵便切手を貼り、あて先として申請者本人の郵便番号、住所および氏名を記入したもの。）

5 試験等の手数料の納入

次に掲げる手数料に相当する福井県収入証紙を申請書の所定欄に貼り付けること。

(1) 狩猟免許試験の手数料

ア 新たに狩猟免許を取得しようとする者 5,200円

イ 既に取得している狩猟免許と異なる種類の狩猟免許を取得しようとする者 3,900円

(2) 更新講習の手数料 2,900円

6 合格者

狩猟免許試験の結果については、試験終了後、受験者に郵送で可否を通知し、合格者には9月中旬に各農林総合事務所を通じて狩猟免状を交付する。

7 その他

狩猟免許試験の結果については、合格発表の日から1か月間、県庁安全環境部自然環境課内において福井県個人情報保護条例第24条の規定による口頭による開示請求を行うことができる。開示する内容は、知識試験、技能試験の得点および適性試験の可否とする。

受験等の手続その他試験等に関する問い合わせは、安全環境部自然環境課（電話0

776-20-0306）または次の表に掲げる鳥獣関係行政機関あてに行うこと。

名称	住所地	郵便番号	連絡先
福井県安全環境部 自然環境課	福井市大手3丁目17-1 福井県庁	910-5580	0776 (20) 0306
福井県林総合事務所 林業・木材活用課	福井市松本3丁目16-10 福井合同庁舎	910-8555	0776 (21) 8213
坂井県林総合事務所 林業・木材活用課	坂井市三国町水居17-45 坂井合同庁舎	913-8511	0776 (81) 3223
奥越農林総合事務所 林業・木材活用課	大野市友江11-10 奥越合同庁舎	912-0016	0779 (65) 1492
丹南農林総合事務所 林業・木材活用課	越前市上太田町41-5 南越合同庁舎	915-0882	0778 (23) 4961
丹南農林総合事務所 丹生林業・木材活用課	丹生郡越前町内郡14-36 丹生分庁舎（越前町管轄）	916-0147	0778 (34) 1790
嶺南振興局林業水産部 林業・木材活用課	小浜市遠敷1丁目101 若狭合同庁舎	917-0297	0770 (56) 2218
嶺南振興局二州農林部 林業水産課	敦賀市中央町1丁目7-42 敦賀合同庁舎	914-0811	0770 (22) 0291

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院より基本測量の終了についての通知があったので、第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

平成28年5月6日

福井県知事 西川 一誠

- 測量計画機関の名称
国土地理院
- 作業の種類
基本測量「電子国土基本図(地図情報)」修正測量および「国土広域情報」修正測量
- 作業の期間
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
- 作業の地域

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第19号

次の団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成28年4月1日以降、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、または支出をすることができない団体となつたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成28年5月6日

福井県選挙管理委員会

委員長 熊澤 喜八郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
小川たかゆき後援会	小川 隆之	小川 隆之	福井市若杉3-807
東方同志会	新井 修一	新井 修一	福井市開発2-404-5

福井県選挙管理委員会告示第20号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体の設立の届出があつたので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成28年5月6日

福井県選挙管理委員会

委員長 熊澤 喜八郎

(政党の支部)

(1 以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部)

届 出 年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の 氏 名	主たる事務所の所在地
平成28年 3月22日	福井維新の会	東 徹	鈴木 宏治	福井市中央2－3－1 8 稲沢 ビル2F

(その他の政治団体)

(国会議員関係政治団体以外の政治団体)

届 出 年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の 氏 名	主たる事務所の所在地
平成28年 4月6日	横山たつひろ大野地区 後援会	松原 恵子	斉藤 重範	大野市春日3－1 4－9
平成28年 4月6日	横山たつひろ勝山地区 後援会	久保 緑	斉藤 重範	勝山市滝波町2－5 0 3
平成28年 4月6日	横山たつひろ坂井あわ ら地区後援会	谷澤 澄枝	斉藤 重範	坂井市坂井町上新庄5 2－7
平成28年 4月6日	横山たつひろ鯖丹地区 後援会	酒井 里己	斉藤 重範	鯖江市田村町7－8－4
平成28年 4月6日	横山たつひろ敦美地区 後援会	寺田 英樹	斉藤 重範	三方上中郡若狭町安賀里5 1－ 4 1－1
平成28年 4月6日	横山たつひろ南越地区 後援会	玉川 忠春	斉藤 重範	越前市西尾町3 9－4 3－9
平成28年 4月6日	横山たつひろ若狭地区 後援会	矢野 義和	斉藤 重範	小浜市生守3 4－1 8－1
平成28年 4月7日	福井県私鉄交通政策研 究会	吉川 吉雄	森 司	福井市日之出5－3－3 4

福井県選挙管理委員会告示第2 1 号

政治資金規正法（昭和2 3 年法律第1 9 4
号）第7 条第1 項の規定により、政治団体の
届出事項の異動に係る届出があつたので、同
法第7 条の2 第1 項の規定により、次のとお
り告示する。

平成2 8 年5 月6 日

福井県選挙管理委員会
委員長 熊澤 喜八郎

届 出 年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	異 動 内 容	
				新	旧
平成27年 5月25日	福井県商工政治連盟	佐飛 敏治	代表者	佐飛 敏治	川上 正男
平成27年 5月31日	自由民主党美浜町支部	浜野 健治	主たる事務所の所在地	三方郡美浜町菅浜99-11	三方郡美浜町早瀬11-50
			代表者	浜野 健治	北村 晋
			会計責任者	崎元 良栄	藤本 悟
平成27年 9月1日	日本共産党南越地区委員会	菅原 義信	会計責任者	小柳 茂臣	佐野 敏弥
平成27年 12月20日	橋本達也後援会	齊藤 愛夫	主たる事務所の所在地	あわら市田中々29-14-1	あわら市大溝3-101
平成28年 1月1日	西畑ちさよ後援会	高嶋 澄江	代表者	高嶋 澄江	小林 節子
平成28年 1月1日	福井県社会福祉政治連盟	清川 忠	主たる事務所の所在地	福井市光陽2-3-22	福井市グリーンハイツ2-127
			会計責任者	高田 勝之	永松 真
平成28年 1月10日	大森てつお日之出後援会	黒川 能男	主たる事務所の所在地	福井市日之出5-9-16	福井市志比口2-5-19
			代表者	黒川 能男	古宮 義信
平成28年 1月26日	堀居哲郎を応援する会	堀居 哲郎	主たる事務所の所在地	敦賀市清水町1-7-29-101	敦賀市清水町1-1-4
平成28年 2月1日	大森てつお美山後援会	森田 眞佐俊	主たる事務所の所在地	福井市小和清水町1-7-1	福井市所谷町3-5
			代表者	森田 眞佐俊	尾崎 展生
平成28年 3月14日	のせゆたか後援会	山崎 孝晴	主たる事務所の所在地	大飯郡高浜町宮崎63-16-1	大飯郡高浜町三明1-38
平成28年 3月18日	稲田朋美円山地区後援会	葭原 徹男	会計責任者	原 博和	近藤 實
平成28年 3月18日	稲田朋美木田地区後援会	増田 憲治	会計責任者	加藤 秀次	川中 洋治

平成28年 3月18日	稲田朋美松岡地区後援会	江守 勲	主たる事務所の所在地	吉田郡永平寺町松岡吉野 堺19-5	吉田郡永平寺町松岡葵1 -127
		代表者	江守 勲	原田 武紀	
平成28年 3月22日	長田光広後援会	長田 光広	名称	長田光広後援会	ながた光広後援会
			主たる事務所の所在地	福井市八重巻町14-2 2	福井市下森田町2-7- 1
平成28年 3月28日	今庄地区仲倉典克後援会	石川 哲司	会計責任者	平泉 初男	小山 喜一
平成28年 3月30日	稲田朋美鷹巣地区後援会	長谷川 忠夫	会計責任者	清川 清治	若林 惣兵衛
平成28年 3月30日	稲田朋美美鷹巣地区後援会	下川 八太郎	会計責任者	庄納 庄次郎	山口 武津雄
平成28年 3月30日	稲田朋美日之出後援会	黒川 能男	主たる事務所の所在地	福井市日之出5-9-1 6	福井市志比口2-5-1 9
		代表者	黒川 能男	古宮 義信	
平成28年 3月30日	自民党稲田朋美東安居地区後援会	堂越 秀利	主たる事務所の所在地	福井市角折町19-11 -2	福井市角折町19-12
			会計責任者	田中 清之	上田 暁男
平成28年 3月31日	稲田朋美粟地区後援会	毛利 清治	会計責任者	寺前 卓	下出 一雄
平成28年 4月1日	自由民主党福井県ビ ルメンテナンス支部	木下 雅俊	主たる事務所の所在地	福井市里別所新町505 50	坂井市三国町山岸39- 50
		代表者	木下 雅俊	梅澤 國男	
平成28年 4月1日	猛親会	川田 芳雄	代表者	川田 芳雄	田中 輝治
			会計責任者	林原 繁樹	高地 保
平成28年 4月1日	福井県ビルメンテナ ンス政治連盟	木下 雅俊	主たる事務所の所在地	福井市里別所新町505 50	坂井市三国町山岸39- 50
		代表者	木下 雅俊	梅澤 國男	

平成28年4月4日	民進党福井県総支部連合会	山本 正雄	名称	民進党福井県総支部連合会	民主党福井県総支部連合会
平成28年4月11日	自由民主党福井県参議院選挙区第一支部	山崎 正昭	主たる事務所の所在地	福井市大手2-7-3	福井市大手3-4-1
平成28年4月11日	山崎正昭後援会	川口 秀男	主たる事務所の所在地	福井市大手2-7-3	福井市大手3-4-1

福井県選挙管理委員会告示第22号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体の解散の届出があつたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成28年5月6日

福井県選挙管理委員会
委員長 熊澤 喜八郎

解散年月日	政治団体の名称	代表者の氏名
平成27年12月30日	石橋壮一郎後援会	石橋 壮一郎
平成27年12月30日	西出秀雄後援会	西出 秀雄
平成27年12月31日	池田やすのぶ後援会	池田 康信
平成27年12月31日	里ゆういち後援会	里 裕一
平成27年12月31日	中藤島地区清水智信を育てる会	吉川 義則
平成27年12月31日	松村龍二今庄地区後援会	西嶋 久夫
平成27年12月31日	山崎正昭今立地区後援会	福田 往世
平成28年3月16日	京福交通政策研究会	吉川 吉雄
平成28年3月23日	さくまひろしを育てる会	佐久間 博
平成28年3月31日	福井の未来を創る会（高木文堂後援会）	高木 文堂
平成28年3月31日	平成会	末本 要

福井県選挙管理委員会告示第23号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定により、資金管理団体の届出事項の異動に係る届出があつたので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成28年5月6日

福井県選挙管理委員会
委員長 熊澤 喜八郎

異 動 年月日	資金管理団体の届 出をした者の氏名	資金管理団体 の名称	異 動 事 項	異 動 内 容	
				新	旧
平成27年 3月31日	宮崎 則夫	宮崎則夫後援会	公職の種類	福井県議会議員	敦賀市議会議員
平成28年 1月26日	堀居 哲郎	堀居哲郎を応援 する会	主たる事務所の 所在地	敦賀市清水町1-7-2 9-101	敦賀市清水町1-1-4

福井県選挙管理委員会告示第24号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定により、資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成28年5月6日

福井県選挙管理委員会
委員長 熊澤 喜八郎

資金管理団体の届出 をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体 でなくなった年月日
西出 秀雄	西出秀雄後援会	平成27年12月30日
池田 康信	池田やすのぶ後援会	平成27年12月31日
佐久間 博	さくまひろしを育てる会	平成28年3月23日
高木 文堂	福井の未来を創る会（高木文堂後援会）	平成28年3月31日

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する
規則を公布する。

平成二十八年五月六日

福井県人事委員会

委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第三十六号

職員の任用に関する規則の一部を改正
する規則

職員の任用に関する規則（昭和五十七年福井県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表第二第七号中「診療エックス線技師」を「臨床検査技師、診療放射線技師」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

監査委員告示

福井県監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた事項について、次のとおり公表する。

平成28年5月6日

福井県監査委員 山本 芳男
同 島田 欽一
同 緒方 正嗣
同 平鍋 順一

福井県知事からの措置報告

1 健康福祉部

監 査 対 象 機 関	奥越健康福祉センター
監査結果報告年月日	平成27年12月11日
監 査 の 結 果	1 個人線量測定サービス契約において検査日を誤り、一部新年度予算で支出すべきところ旧年度予算で支出していた。
措 置 の 内 容	1 今後は、業務内容をよく確認し、適正な年度で検査を実施する。また、分析結果が判明した日の属する年度で支払うよう契約条項を見直す。

監 査 対 象 機 関	濱南振興局 若狭健康福祉センター
監査結果報告年月日	平成28年2月12日
監 査 の 結 果	1 個人線量測定サービス契約において検査日を誤り、一部新年度予算で支出すべきところ旧年度予算で支出していた。 2 公用車による事故(物損2件)が発生し、損害賠償金および修繕費を支出していた。 (損害賠償額261,635円 修繕費306,741円)
措 置 の 内 容	1 今後は、分析結果が判明した日の属する年度で支払うよう改め、適正な事務執行に努める。 2 出張に際しては、公共交通機関の利用に努めるとともに、公用車を運転する場合には、交通法規の遵守および安全運転の徹底について改めて全職員に対して指導した。

監 査 対 象 機 関	こども療育センター
監査結果報告年月日	平成27年12月11日
監 査 の 結 果	1 昨年度に引続き、保守点検業務委託において、再委託の際には書面による承諾を行うとされているが、行っていない。 2 個人線量測定サービス契約において検査日を誤り、一部新年度予算で支出すべきところ旧年度予算で支出していた。
措 置 の 内 容	1 委託業者から業務の一部の再委託の申請があった場合には、速やかに書面による承諾を行うことを徹底した。 2 今後は、分析結果が判明した日の属する年度で支払うよう改め、適正な事務執行に努める。

2 観光営業部

監 査 対 象 機 関	若狭歴史博物館
監査結果報告年月日	平成28年2月12日
監 査 の 結 果	1 契約金額が100万円以上の物品購入において、契約書を作成しておらず、50万円以上についても請書を徴していなかった。また、予定価格が50万円以上である物品購入において、予定価格調書を作成していなかった。 2 看板書換等工事について、工事請負契約書を作成していなかった。
措 置 の 内 容	1 確認・チェック体制を強化した上で、今後は財務規則等の遵守を徹底し、適正な事務処理を行う。 2 工事の請負契約を締結する場合には必ず契約書を作成する必要があることを改めて周知した。今後は財務規則等の遵守を徹底し、適正な事務処理を行う。

3 農林水産部

監 査 対 象 機 関	奥越農林総合事務所
監査結果報告年月日	平成28年1月12日
監 査 の 結 果	1 公用車による事故(物損2件)が発生し、損害賠償金および修繕費を支出していた。また、1台については廃車としていた。 (損害賠償額21,600円 修繕費156,243円) 2 昨年度に引続き、現金預収した契約保証金について、指定金融機関への払込が遅れていた。
措 置 の 内 容	1 自働車の安全運転と交通規則の遵守を徹底するよう全職員に対して注意を促すとともに、安全運転講習会への参加など職員の安全運転の意識向上に努めた。 2 現金預収に係る事務手続について、福井県財務規則に定める規定を再度確認し、遵守するよう職員に周知徹底するとともに、今後は、複数の職員で確認しながら、速やかに処理するよう徹底した。

監 査 対 象 機 関	丹南農林総合事務所
監査結果報告年月日	平成28年2月12日
監 査 の 結 果	1 平成25年度の八乙女頭首工における他目的使用料の調定を失念し、平成26年度分と合わせて調定していた。
措 置 の 内 容	1 年度当初に調定が必要なものについては一覧表を作成し、年度当初に調定を行ったか確認する。

監 査 対 象 機 関	農業試験場
監査結果報告年月日	平成28年1月12日
監 査 の 結 果	1 出納員に充てる職を誤っていたため、出納員でない者が出納業務を行っていた。
措 置 の 内 容	1 今後は、関係規則等をよく確認し、複数の職員によるチェックを行い、適正な会計事務を行う。

監 査 対 象 機 関	総合グリーンセンター
監査結果報告年月日	平成28年1月12日
監 査 の 結 果	1 工事請負費で執行すべき木製遊具の建替費用を修繕料で支出していた。 2 資金前渡した参加費について、支出命令額を誤ったため、職員が一部立替払をしていた。
措 置 の 内 容	1 今後は、業務内容をよく確認の上、適切な科目が選ばれているか歳出科目等を複数の職員でチェックし、適正な予算執行を行う。 2 適正な事務処理の徹底について、全職員に対し文書および口頭により指導を行った。今後は、会計員を中心に複数の職員によるチェックを行い、再発防止を図る。

4 土木部	
監 査 対 象 機 関	福井土木事務所
監査結果報告年月日	平成28年2月12日
監 査 の 結 果	1 公用車による事故（人身1件、物損1件）が発生し、損害賠償金および修繕費を支出していた。 （損害賠償額4,104,290円、190,470円 修繕費61,074円） 2 昨年度に引き続き、執行向の電算入力を失念し、後日入力し決裁を受けていた。
措 置 の 内 容	1 自動車の安全運転と交通規則の遵守を徹底するよう全職員に対して注意を促し、職員の安全運転の意識向上を図った。 2 今後は、執行向の入力が適切に行われるよう、複数の職員でチェックし、厳正な予算執行に努める。

監 査 対 象 機 関	三国土木事務所
監査結果報告年月日	平成28年2月12日
監 査 の 結 果	1 交通安全施設等整備工事（防災・安全交付金）福井加賀線補償費について、平成25年度中に支払った前払金を平成26年度予算で執行していた。 2 手数料で支出すべき外灯の撤去費用を修繕料で支出していた。
措 置 の 内 容	1 今後は、福井県財務規則に定める規定を遵守し、厳正な予算執行を行う。 2 今後は、業務内容をよく確認の上、適正な科目が選ばれているか複数の職員により歳出科目等をチェックし、厳正な予算執行を行う。

監 査 対 象 機 関	奥越土木事務所
監査結果報告年月日	平成28年1月12日
監 査 の 結 果	1 公用車を損傷し、修繕費を支出していた。 （修繕費369,327円）
措 置 の 内 容	1 毎月の班長会や運転免許証の確認等を通じ、公用車の運転について、周囲の確認の徹底および雪道等悪路走行時の注意事項を職員に周知するとともに、安全運転講習会に参加させ、交通事故防止のための意識啓発を行った。

監 査 対 象 機 関	丹南土木事務所
監査結果報告年月日	平成28年1月12日
監 査 の 結 果	1 公用車による事故（物損1件）が発生し、損害賠償金を支出していた。 （損害賠償額145,791円）
措 置 の 内 容	1 職員に対し、安全運転と交通法規の遵守を徹底するよう注意を促すとともに、安全運転講習会への参加など職員の安全運転の意識向上に努めた。 また、公用車は公の財産であることを認識し、運転時には細心の注意を払うよう安全運転の声かけや職員の体調管理などを行い、事故防止に努めることとした。

監 査 対 象 機 関	嶺南振興局 敦賀土木事務所
監査結果報告年月日	平成２８年１月１２日
監 査 の 結 果	１ 電信電話料については、支出の原因である事実の存した期間が一年度であるものは、その事実の属する年度で支払うこととされているが、電話料について、旧年度に存する期間の利用料金を新年度で支出していた。
措 置 の 内 容	１ 電信電話料の支払年度について、今後は、期間が記されている請求書の内訳明細の確認を徹底し、適正な年度の予算で執行を行うよう職員に周知した。
監 査 対 象 機 関	福井港湾事務所
監査結果報告年月日	平成２８年１月１２日
監 査 の 結 果	１ 工事請負費で支出すべきインシジョン侵入防止柵設置費を委託料で支出していた。
措 置 の 内 容	１ 今後は、業務内容をよく確認の上、適正な科目が選ばれているか複数の職員により歳出科目等をチェックし、適正な予算執行を行う。

福井県教育委員会教育長からの措置報告

監 査 対 象 機 関	三方青年の家
監査結果報告年月日	平成２７年１２月１１日
監 査 の 結 果	１ 昨年度に引続き、修繕に係る執行何の電算入力を失念し、後日入カし決裁を受けていた。
措 置 の 内 容	１ 今後は電算入力を適切に行うよう職員に周知徹底するとともに、複数の職員でチェックするようにし、適正な事務執行に努める。
監 査 対 象 機 関	若狭東高等学校
監査結果報告年月日	平成２８年２月１２日
監 査 の 結 果	１ トラクターによる事故（物損１件）が発生し、修繕費等を支出していた。 （修繕費等４３４，７８６円） ２ 原材料費で支出すべきジャム用ピン代を消耗品費で支出していた。
措 置 の 内 容	１ 教職員に対して、より一層安全に留意して運転業務にあたるよう指導した。 ２ 今後、支出科目の誤りがないよう、複数の職員でチェックするようにし、適正な事務処理を行う。
監 査 対 象 機 関	福井農林高等学校
監査結果報告年月日	平成２８年１月１２日
監 査 の 結 果	１ 工事請負費で支出すべきテニスコート照明増設工事について、修繕料で支出していた。
措 置 の 内 容	１ 執行何の内容等について、職員相互での精査、確認のチェックを徹底し、福井県財務規則に基づき適正な科目で支出する。

監 査 対 象 機 関	科学技術高等学校
監査結果報告年月日	平成２８年２月１２日
監 査 の 結 果	１ 前年度、前々年度に事務手続不備により指導のあった、建築基準法に基づく建築設備定期点検について、毎年実施義務があるにもかかわらず、平成２６年度は実施していなかった。
措 置 の 内 容	１ 平成２７年度については７月に定期点検を実施した。今後は、担当者だけでなく、複数職員で執行状況を把握することを徹底し、適正に執行する。
監 査 対 象 機 関	嶺南東特別支援学校
監査結果報告年月日	平成２７年１２月１１日
監 査 の 結 果	１ 昨年度に引続き、旅費の支出が遅れていた。
措 置 の 内 容	１ 旅費の支払については、支出命令の処理状況等進行管理を定期的 に複数の職員でチェックしながら、適正な事務処理を行う。

福井県公安委員会委員長からの措置報告

監 査 対 象 機 関	坂井警察署
監査結果報告年月日	平成２８年１月１２日
監 査 の 結 果	１ 公用車による事故（人身１件、物損１件）が発生し、損害賠償金および修繕費を支出していた。 （損害賠償額１９０,００２円、７７,２１９円 修繕費９９,６８４円）
措 置 の 内 容	１ 交通事故を起こした職員には、ドライバーストップを受講させ、交通事故防止教養および同乗運転指導を実施した。 また、交通事故防止推進員を指定し、署員に対する個別教養等により交通安全意識の徹底と浸透を図るほか、毎朝点検や招集日等で、幹部職員から安全運転５則に基づき、天候や道路環境等に応じた具体的な交通事故防止対策を指示し、再発防止を徹底した。

監 査 対 象 機 関	坂井西警察署
監査結果報告年月日	平成２７年１２月１１日
監 査 の 結 果	１ 道路路使用許可について、手数料を徴収しないまま許可証を発行していた。
措 置 の 内 容	１ 今後は、証紙を徴収した際は直ちに抹消を行い、速やかに会計課へ引継ぐなど収納手続を確実に実施するとともに、収入支出の証拠書類と同様に厳正な保管管理を徹底する。

監 査 対 象 機 関	小浜警察署
監査結果報告年月日	平成２８年２月１２日
監 査 の 結 果	１ 公用車による事故（物損２件）が発生し、損害賠償金を支出していた。 （損害賠償額１９,４４０円、１６３,７２８円）
措 置 の 内 容	１ 交通事故を起こした職員に対しては、ドライバーストップを実施して、自己反省を促し、さらなる安全運転意識を高めさせて交通事故の再発防止を図った。 また、毎朝点検時に当直責任者等から、天候等状況に応じた安全運転指示、諸注意を行い、また、警務課長を総括交通事故防止推進員とする１２人の推進員を指定して、署員の交通事故防止対策や教養を行い、公用車等の交通事故再発防止を図った。

平成二十八年五月六日印
平成二十八年五月六日発
刷
刷
発行人
印刷人
〒九一〇―八五八〇
〒九一〇―〇〇一七
福井県福井市大手三丁目十七番一
福井県福井市文京一丁目十九
高桑印刷(株)
☎ 〇六三三二番